

川崎市受援マニュアル

資料編

平成 29年 7月

川 崎 市

目 次

1. 九都県市連絡先一覧	1
2. 九都県市災害時相互応援に関する協定	2
九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目	5
域内応援マニュアル行動編 様式	8
3. 平成 29 年度「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」で定める各指定都市連絡担当部局連絡先	29
4. 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画	30
5. 21 大都市災害時相互応援に関する協定	42
6. 様式	47
(人的支援関係)	
様式 1 応援要請書 (災害対策本部事務局要請用)	47
様式 2 応援要請報告書 (災害対策本部事務局報告用)	48
様式 3 応援職員等名簿	49
様式 4 受援状況報告書 (災害対策本部事務局報告用)	50
様式 5 事務引継書	51
(物的支援関係)	
様式 6 応援要請書 (災害対策本部事務局要請用)	52
様式 7 救援物資調達報告書 (災害対策本部事務局報告用)	53
7. 川崎市域緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図	54
8. 川崎市地震被害想定調査報告書 (概要版)	55

1 九都県市連絡先一覧

東京都	所属	総務局総合防災部防災対策課
	電話番号	03-5388-2561
	F A X	03-5388-1260
	E-m a i l	S0000041@section.metro.tokyo.jp
埼玉県	所属	危機管理防災部消防防災課
	電話番号	048-830-8111
	F A X	048-830-8119
	E-m a i l	a3165-55@pref.saitama.lg.jp
千葉県	所属	防災危機管理部防災政策課
	電話番号	043-223-2163
	F A X	043-222-5208
	E-m a i l	bousai4@mz.pref.chiba.lg.jp
神奈川県	所属	安全防災局安全防災部災害対策課
	電話番号	045-210-3456
	F A X	045-210-8829
	E-m a i l	bousaikunren.510@pref.kanagawa.jp
さいたま市	所属	総務局危機管理部防災課
	電話番号	048-829-1127
	F A X	048-829-1978
	E-m a i l	bosaika@city.saitama.lg.jp
千葉市	所属	総務局危機管理課
	電話番号	043-245-5151
	F A X	043-245-5597
	E-m a i l	kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp
横浜市	所属	総務局危機管理室緊急対策課
	電話番号	045-671-2029
	F A X	045-641-1677
	E-m a i l	so-kinkyu@city.yokohama.jp
川崎市	所属	総務企画局危機管理室
	電話番号	044-200-2890
	F A X	044-200-3972
	E-m a i l	17kiki@city.kawasaki.jp
相模原市	所属	危機管理局緊急対策課
	電話番号	042-707-7044
	F A X	042-751-9112
	E-m a i l	kinkyutaisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

2 九都県市災害時相互応援に関する協定

制 定 平成22年4月1日

一部改正 平成26年2月13日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援の要請）

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。（応援の自主出動）

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

（応援調整都県市の設置）

第5条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第6条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、第3条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定による応援に要した経費の負担は、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第8条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項 (九都県市域外への応援)

第9条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第7条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第10条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月13日

埼玉県知事 上 田 清 司

千葉県知事	森	田	健	作
東京都知事	舛	添	要	一
神奈川県知事	松	沢	成	文
横浜市長	林		文	子
川崎市長	福	田	紀	彦
千葉市長	熊	谷	俊	人
さいたま市長	清	水	勇	人
相模原市長	加	山	俊	夫

2-(2) 九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第5条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

(1) 被害の概要

(2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等

(3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等

(4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等

(5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災した自治体との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

(1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等

(2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等

(3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等

(4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式2）を応援調整都県市及び被災した自治体に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書（様式2-1）に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書（様式3）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災した自治体に応援終了報告書（様式4）を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

(九都県市域外への応援)

第9条 都県市域外において大規模な災害や事故(以下、「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第2条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
 - (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
- 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 7 前項の規定による応援調整については、協定第5条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

別表

第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市 域外の自治体	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市		

- ※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。
- ※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。
- ※ 被災地域が九都県市域外の場合で、応援調整都県市による調整が困難なときは、第2条第2項に準じて応援調整本部を設置する。

域内応援マニュアル 行動編 様式目次

様式番号	様式名	使用項目	
1	災害状況連絡票	1-1	通信機器の確認・共有、情報連絡体制の確立
2	災害票状況集計表	1-1	通信機器の確認・共有、情報連絡体制の確立
3	応援調整本部設置要請書(九都県市)	2-1	応援・受援体制の確立
4	九都県市応援調整本部設置報告書	2-2	応援調整本部の設置
5	九都県市応援調整本部職員参集依頼書	2-2	応援調整本部の設置
6	カウンターパート決定通知書	2-3	カウンターパート方式による応援・受援
7	応援要請書(各都県市)	2-5	被災都県による応援要請の実施
8	応援要請(計画)内訳書(物資・資機材の提供)	4-2、 4-4他	避難所の運営、生活物資の供給 他
9	応援要請(計画)内訳書(物資集積・配送拠点の開設)	3-2、 4-2他	輸送経路・手段の確保、避難所の運営 他
10	応援要請(計画)内訳書(職員の派遣)	3-1、 3-3他	応援調整本部の運営、応援要員の派遣 他
11	応援要請(計画)内訳書(避難者の受入れ)	4-1他	広域避難の実施 他
12	応援要請(計画)内訳書(その他)	4-6他	遺体の葬送 他
13	参集者管理表	3-1	応援調整本部の運営
14	対応表(時系列)	3-1	応援調整本部の運営
15	活動状況報告	3-3、 4-5他	応援要員の派遣、被害認定、罹災証明書発行 他

※ 様式8～15は、エクセルファイルで管理されており、応援要請内容の進捗管理が出来る。

災害状況連絡票

1 配備態勢

都州市名	配備								
	災対本部	その他							
		態勢名を記入してください		年	月	日	曜	時	分

2 使用可能な通信手段

都州市名	ML	FAX	一般電話	衛星通信
0				

3 被害状況等・応援の要請

都州市名	被害状況等	応援の要請	応援の可否
0			

4 配備態勢解除

都州市名	解除								
	災対本部	その他							
0		態勢名を記入してください		年	月	日	曜	時	分

災害状況集計表

1 配備態勢

都区市名	配備									
	災対本部	その他								
埼玉県		態勢名を記入してください			年	月	日	1曜日	時	0分
千葉県		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
東京都		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
神奈川県		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
横浜市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
川崎市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
千葉市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
さいたま市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
相模原市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分

2 使用可能な通信手段

都区市名	ML	FAX	一般電話	衛星通信
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
横浜市				
川崎市				
千葉市				
さいたま市				
相模原市				

3 被害状況等・応援の要請

都区市名	被害状況等	応援の要請	応援の可否
埼玉県			
千葉県			
東京都			
神奈川県			
横浜市			
川崎市			
千葉市			
さいたま市			
相模原市			

4 配備態勢解除

都区市名	解除									
	災対本部	その他								
埼玉県		態勢名を記入してください			年	月	日	1曜日	時	0分
千葉県		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
東京都		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
神奈川県		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
横浜市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
川崎市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
千葉市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
さいたま市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分
相模原市		態勢名を記入してください			年	月	日		時	0分

様式3（応援調整本部設置要請書（九都県市））

第 号
平成 年 月 日

九都県市構成団体 御中



〇〇都県市災害対策本部

応援調整本部設置要請書

九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下、協定）に基づき、応援を要請する見込みであるため、応援調整本部の設置を要請します。

記

- 1 応援調整本部の設置を要請する理由
自らの都県市のみでは十分な応急措置ができない見込みであるため
- 2 要請する見込みの応援の内容
協定第3条に規定する応援
- 3 添付書類

担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

平成 年 月 日

関西広域連合 }
九都県市構成団体 } 御中



九都県市応援調整本部

九都県市応援調整本部設置報告書

応援調整本部の設置を報告します。

記

1 日時

平成〇〇年〇月〇日 (〇曜日) 〇時〇分 設置

2 設置場所 (記載例)

東京都 (場所: 東京都災害対策本部内)

[住所] 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 9 階

担当者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail :

様式5（九都県市応援調整本部職員参集依頼）

平成 年 月 日

（応援する都県知事） 様



九都県市応援調整本部

九都県市応援調整本部職員参集依頼

九都県市応援調整本部の設置が決まりましたので、本部職員の参集をお願いいたします。

記

1 職員を参集する理由

平成〇〇年〇月〇日〇時頃に〇〇〇で発生した〇〇〇により、甚大な被害が生じたため

2 参集指定要員

九都県市広域防災プラン 域内応援マニュアル 5（3）の各所属から ____名程度

3 参集場所

九都県市応援調整本部（例：〇〇都県市災害対策本部内）
住所 〇〇都県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇都県庁本庁舎〇階

4 派遣期間

1～2週間（災害の状況によってはローテーションによる長期的な派遣の可能性あり）

担当者名：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

様式6 (カウンターパート決定通知書)

●九都応調 第 号
平成 年 月 日

関西広域連合 }
九都県市構成団体 } 御中



●●九都県市応援調整本部

カウンターパート決定通知書

下記のとおりカウンターパートを決定したので、お知らせします。

記

- 1 被災都県市
- 2 応援都県市

担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

様式7（応援要請書（各都県））

第 号
平成 年 月 日

（応援する都県知事） 様

要請都県知事名

応 援 要 請 書

九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下、協定）に基づき、応援を要請
します。

記

- 1 応援を要請する理由
平成〇〇年〇月〇日〇時頃に東京都区部直下で発生した地震により、甚大な
被害が生じたため
- 2 要請する応援の内容
協定第3条に規定する応援
- 3 要請する応援の内訳
別途、応援要請（計画）内訳書により要請する

担当者名：

電話番号：

FAX 番号：

E-mail：

応援要請(計画)内訳書(物資・資機材の提供)

被災計画内訳書作成団体	団体名	担当部署名	電話番号	FAX番号	E-mail
被災計画内訳書作成団体					

年 月 日 時 要請

応援要請内訳(被災都県市記入欄)										応援計画内訳(応援都県市記入欄)									
識別番号	区分 (前回要請からの変更区分) ※1	応援要請 内訳書 作成月日時 ※2	必要時期	品目	規格・用途	数量	場 所 ※3		輸送手段 ※4	運送先 (担当部署名) 電話/FAX番号 E-mail	応援都県市名	発送時期	品目	規格	数量	場 所		輸送手段	運送先 (担当部署名) 電話/FAX番号 E-mail
							単位	※詳細は右記担当部署と 調整してください。								単位	※県○○市、○○町内		
	記入例										○○県	00月00日	アルファ化米		30,000	食	○○県○○市○○ ○○センター	陸路 ○トラック台 ○○運輸隊	○○○県 ○○○○ TEL000-000-0000 FAX000-000-0000 0000@pref.00000.jp
1	新規	00月00日00時	00月00日 ～未定	食料	※調理が簡単 なもの	100,000	食	○○県○○市、○○町内 ※詳細は右記担当部署と 調整してください。	陸路可	○○○県 ○○○○ TEL000-000- 0000 FAX000-000- 0000 0000@pref.00000.jp	○○県	00月00日	アルファ化米	五目二はち 100g/袋	40,000	食	○○県○○市○○ ○○センター	陸路 ○トラック台 ○○運輸隊	○○○県 ○○○○ TEL000-000-0000 FAX000-000-0000 0000@pref.00000.jp
											○○県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	缶	○○県○○町○○ ○○体育館	陸路 ○トラック台 ○○運輸隊	○○○県 ○○○○ TEL000-000-0000 FAX000-000-0000 0000@pref.00000.jp

※1 要請時点(様式右上の時点)における前回要請時点からの変更等区分(「新規」、「継続」、「更新」、「完了」のいずれか)を記入すること。

※2 応援要請内訳書作成月日時とは、新規要請時のみ記載し、以降は変更しないものとする。

※3 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※4 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(送寄ヘリポート等)又は水路(送寄/港湾等)を記入すること。

※5 可能な限り内容を明記すること。

※6 随時更新し提出すること。

※7 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書(物資集積・配送拠点の開設)

被災地	担当者名	E-mail	電話番号
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

年 月 日 時 要請

応援要請内訳(被災都県市記入欄)				応援計画内訳(応援都県市記入欄)			
区分 (前回要請からの変更区分) ※1	応援要請内訳書作成日時 ※2	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 (担当者名 電話/FAX番号 E-mail)	物資集積・配送拠点の開設 (必要面積約10,000㎡)
記入例							
1	新規 00月00日00時	物資集積・配送拠点の開設 (必要面積約10,000㎡)	〇〇県	00月00日～ (1か月程度)	輸送用車両は被災都県市で確保可	〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.000000.lg.jp	物資集積・配送拠点の開設 (必要面積約10,000㎡)
						〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.000000.lg.jp	

※1 要請時点(様式右上の時点)における前回要請時点からの変更等区分(「新規」、「継続」、「更新」、「完了」のいずれか)を記入すること。
 ※2 応援要請内訳書作成月日時は、新規要請時のみ記載し、以降は変更しないものとする。
 ※3 可能な限り必要面積を記載すること。
 ※4 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※5 可能な限り内容を明記すること。
 ※6 随時更新提出すること。
 ※7 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書(職員の派遣)

被災計画内訳書作成団体		市		都		県		市		E-mail					
団体名		担当者名		電話番号		FAX番号									
応援計画内訳書作成団体															
年		月		日		時		分		秒					
応援計画内訳(被災都県市記入欄)															
類別番号	区分 (前回要請からの変更区分) ※1	応援要請内訳書作成日 ※2	職種	活動内容	人員	期間	場所 ※3	輸送手段 ※4	連絡先 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援都県市名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
1	新規	00月00日00時	土木職	道路災害復旧事業(設計計画書作成)	30人	00月00日00時～ 00月00日00時	〇〇土木事務所(〇〇市〇〇) ほか※詳細は右記担当者名と 調整してください。	陸路可	〇〇〇〇 〇〇〇〇 TEL:000-000-0000 FAX:000-000-0000 0000@pref.00000.jp	〇〇県	10人	00月00日00時～ 00月00日00時	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	電車、バス	〇〇〇〇 〇〇〇〇 TEL:000-000-0000 FAX:000-000-0000 0000@pref.00000.jp
										〇〇県	5人	00月00日00時～ 00月00日00時	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	電車	〇〇〇〇 〇〇〇〇 TEL:000-000-0000 FAX:000-000-0000 0000@pref.00000.jp
										〇〇県	5人	00月00日00時～ 00月00日00時	〇〇土木事務所 (〇〇市〇〇)	公用車	〇〇〇〇 〇〇〇〇 TEL:000-000-0000 FAX:000-000-0000 0000@pref.00000.jp

※1 要請時点(様式右上の時点)における前回要請時点からの変更等区分(「新規」、「継続」、「更新」、「完了」のいずれか)を記入すること。
 ※2 応援要請内訳書作成日時は、新規要請時のみ記載し、以降は変更しないものとする。
 ※3 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※4 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(乗船ヘリポート等)又は水路(乗船/港泊等)を記入すること。
 ※5 可能な限り内容を明記すること。
 ※6 随時更新し提出すること。
 ※7 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

備考欄(※相手に伝えておくべきことをできる範囲で記載すること)

・人員の食糧
・人員の輸送手段
・派遣先及び派遣従事者
・応援業務の概要及び必要となる資格
・必要な携行品
・派遣職員の健康状態、個別に配慮すべき事項

応援要請(計画)内訳書(避難者の受入れ)

被災地		被災市		被災県		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		
被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		
被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		
被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		
被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		被災市		
1	新規	00月00日00時	避難者の受入れ (避難者数約300名)	00市	00月00日~ (1か月程度)	移動用バスは被災 市で確保可	0000課 00.00 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.00000.lg.jp	0000課 00.00 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.00000.lg.jp	00市	00月00日~ (1ヶ月程度)	00総合体育館 (00市00)	避難者の受入れ (避難者数約300名)	00県	00市00日~ (1ヶ月程度)	00総合体育館 (00市00)	0000課 00.00 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.00000.lg.jp				

※1 要請時点(様式右上の時点)における前回要請時点からの変更等区分(「新規」、「継続」、「更新」、「完了」のいずれか)を記入すること。
 ※2 応援要請内訳書作成月日時は、新規要請時のみ記載し、以降は変更しないものとする。
 ※3 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※4 可能な限り内容を明記すること。
 ※5 随時更新し提出すること。
 ※6 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

応援要請(計画)内訳書(その他)

被災計画内訳書作成団体	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被災計画内訳書作成団体						

年 月 日 時 要請

応援要請内訳(被災都県市記入欄)				応援計画内訳(応援都県市記入欄)									
識別番号	区分 (前回要請からの変更区分) ※1	応援要請内訳書作成日 ※2	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援都県市名	内容	受け先等 ※3	期間	備考	連絡先 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
1	新規	00月00日00時	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇市	00月00日～	輸送手段は被災都県市で確保可	〇〇〇課 〇〇.〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.000000.lg.jp	〇〇県	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇火葬場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇課 〇〇.〇〇 TEL.000-000-0000 FAX.000-000-0000 0000@pref.000000.lg.jp

※1 要請時点(様式右上の時点)における前回要請時点からの変更等区分(「新規」、「継続」、「更新」、「完了」のいずれか)を記入すること。
 ※2 応援要請内訳書作成日時は、新規要請時のみ記載し、以降は変更しないものとする。
 ※3 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。
 ※4 可能な限り内容を明記すること。
 ※5 随時更新し提出すること。
 ※6 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

活動人員管理（日報）

平成29年6月28日

所屬	氏名	〇〇	〇〇	担当	始業時間	終業時間	0時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台							
〇〇都県市		〇〇	〇〇	〇〇担当	10:00	23:00																															
							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0		
							活動人数（時間別）																														

様式14(対応表)

「〇〇県沖地震」対応記録

○参集人数（初動） : 6

管理 NO.	日時		対応など
	月日	時刻	
1	〇月〇日	10:00	〇〇県沖地震発生（M7.2、最大震度6強）
2		16:00	応援調整本部設置（〇〇県庁災害対策本部内）
3		16:30	物資要請（毛布1万枚）
4		17:00	人員派遣要請（避難所運営）
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

区分	番号	活動内容	応援都県市名	活動中・活動終了	派遣・支援内容	関連プレス第〇種	活動中の人数										期間						
							総計	九都県市合計							その他								
								埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	千葉市	さいたま市	相模原市		他市町村	期首中の活動最多人数	主な活動場所			
記載例	1	4-5救急認定、罹災証明発行	合同	活動終了	東京都庁への職員のパ派遣	1	10	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	4月21日	4月28日	終了	終了予定
	2	5-2学校の教育機能の回復	さいたま市	活動中	東京都へのL.O.職員のパ派遣			2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	4月22日	4月28日		
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														
								0	0														

記載例

【 合同 1 4-5被害認定、罹災証明発行】
 首都直下地震での活動状況等の報告について
 (5月4日) 活動終了

派遣チーム名等	罹災証明派遣職員支援
支援内容	罹災証明書発行支援のため派遣される九都県市職員の受入れ準備に係る支援

1 基礎情報

要 請 元	九都県市応援調整本部
出 発 日 時	平成28年4月30日8時10分
派 遣 人 数	神奈川県 事務職 2人(主査1人、主事1人) さいたま市 事務職 2人(係長1人、主事1人)
現地までの移動手段	公用車にて役所発→東京都本庁舎着
確 保 手 段	自局で手配
現 地 到 着 日 時	平成28年4月30日14時頃
滞 在 場 所	新宿区△△ホテル
確 保 手 段	自局で手配
活 動 場 所	東京都庁 総合防災部内
担 当 部 署	〇〇市総務局危機管理部 担当 0048-000-0000

2 活動内容など

4月30日	活動の内容等	<p>14:00 東京都庁到着</p> <p>14:00-15:50 東京都内における罹災証明発行状況等に関する情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務局L.O.と合流、情報共有 ・千葉県職員から情報収集 <p>16:25 東京都総務局長に面会</p> <p>16:30-17:45</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報統括担当課長と九都県市職員の受入れに関する打合せ <p>17:45-19:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県L.O.と合流、情報共有 ・活動状況報告まとめ
	現場の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都では、4月15日に罹災証明書の申請受付を開始、4月25日と26日の申請が一番多かった。ゴールデンウィーク中も特に後半は受付が混むことが想定される。 ・建物被害調査データを入力するためのスキャナーの台数が足りていない。
	明日の予定等・備考	<p>明日到着する九都県市職員（罹災証明書発行支援：第1陣）の受入れ、事前研修の実施</p>

～記載例～

活動場所、時間について、簡潔明瞭に実施内容を記載する。

また、情報共有を行う事項を記載すること。

※詳細な記載ルールまで設けない。

【 1 】

被災地（〇〇地方）での活動状況等の報告について
（〇〇月〇〇日〇時現在）活動終了

派遣チーム名等	
支援内容	

1 基礎情報

要 請 元	
出 発 日 時	
派 遣 人 数	
現地までの移動手段	
確 保 手 段	
現 地 到 着 日 時	
滞 在 場 所	
確 保 手 段	
活 動 場 所	
担 当 部 署	

2 活動内容など

●月●日	活動の内容等	
	現場の状況等	
●月●日	活動の内容等	
	現場の状況等	
●月●日	活動の内容等	
	現場の状況等	
●月●日	活動の内容等	
	現場の状況等	

●月●日	活動の内容等	
	現場の状況等	

3 平成29年度「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」で定める各指定都市連絡担当部局連絡先

支援グループ	指定都市名等	連絡担当所属 (例：〇〇課)			
			電話番号	ファックス番号	Eメールアドレス
A	札幌市	危機管理対策室危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115	kiki_renraku@city.sapporo.jp
	仙台市	危機管理課	022-214-8519	022-214-8096	sei001040@city.sendai.jp
	さいたま市	防災課	048-829-1126	048-829-1978	bosaika@city.saitama.lg.jp
	千葉市	危機管理課	043-245-5151	043-245-5597	kikikanri.GE@city.chiba.lg.jp
	新潟市	危機対策課	025-226-1142	025-224-0768	kikitaisaku@city.niigata.lg.jp
B	川崎市	危機管理室	044-200-2840	044-200-3972	17kiki@city.kawasaki.lg.jp
	横浜市	危機管理課	045-671-2171	045-641-1677	so-kikikanri@city.yokohama.jp
	相模原市	緊急対策課	042-707-7044	042-751-9112	kinkyutaisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp
	静岡市	危機管理総室	054-221-1241	054-251-5783	kikikanri@city.shizuoka.lg.jp
	浜松市	危機管理課	053-457-2537	053-457-2530	bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
C	名古屋市	危機対策室	052-972-3584	052-962-4030	a3584@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp
	京都市	防災危機管理室	075-212-6792	075-212-6790	bosai@city.kyoto.lg.jp
	大阪市	危機管理課	06-6208-7389	06-6202-3776	cb0001@city.osaka.lg.jp
	堺市	危機管理課	072-228-7605	072-222-7339	kikan@city.sakai.lg.jp
	神戸市	危機管理室総務担当	078-322-6232	078-322-6031	kikikanri@office.city.kobe.lg.jp
D	岡山市	危機管理室	086-803-1082	086-234-7066	kikikanri@city.okayama.lg.jp
	広島市	危機管理課	082-504-2653	082-504-2802	kikikanri@city.hiroshima.lg.jp
	北九州市	危機管理課	093-582-2110	093-582-2112	kiki-kanri@city.kitakyushu.lg.jp
	福岡市	防災広域調整担当	092-711-4967	092-733-5861	bousaikouiki.CAB@city.fukuoka.lg.jp
	熊本市	危機管理防災総室	096-328-2490	096-359-8605	kikikanribosai@city.kumamoto.lg.jp
	事務局	総務・調整担当	03-3591-4772	03-3591-4774	jimukyoku@siteitosi.jp

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

平成 25 年 12 月

1 計画の目的

この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

2 計画の適用

この計画は、国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、指定都市市長会会長（以下「会長」という。）が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認めるときに適用する。

3 災害発生時の準備体制

- ① 国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したときは、指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）、会長市及び別表に定める地域ブロックによる割り振りにおいて被災地の現地支援本部の設置を担当する都市（以下「現地支援本部設置担当都市」という。）は、この計画の適用を判断するため、準備体制をとるものとする。
- ② 現地支援本部設置担当都市は、被災都道府県等から情報を収集するほか、必要に応じ、被災地への職員の派遣等により情報を収集し、事務局に報告するものとする。
- ③ 事務局は、現地支援本部設置担当都市等から情報を収集し、会長に報告するものとする。
- ④ 会長は、被災の範囲、規模等から都道府県や近隣市区町村による応援等だけでは十分な支援が困難であり、この計画を適用する必要があると認めた場合は、事務局を通して各指定都市の市長にその旨を通知するものとする。
- ⑤ 事務局、会長市及び現地支援本部設置担当都市の準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

4 計画が適用された場合の体制

(1) 中央連絡本部

- ① 会長は、この計画が適用された場合、速やかに中央連絡本部を設置する。
- ② 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は会長が務める。
- ③ 中央連絡本部は、原則として事務局に置き、事務局及び各指定都市東京事務所の職員により構成する。
- ④ 中央連絡本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 国の災害対策本部、関係省庁及び全国知事会・全国市長会等との連絡調整
 - イ 各指定都市及び現地支援本部との連絡調整
 - ウ 報道機関等への情報提供
- ⑤ 中央連絡本部の組織等は、会長が別に定める。

(2) 先遣隊

- ① この計画が適用された場合、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市の市長は、速やかに先遣隊を被災地に派遣するものとする。
- ② 先遣隊は、現地支援本部が設置された場所に速やかに参集し、現地支援本部の構成員として、被災地の情報収集・連絡を中心に活動するものとする。

(3) 現地支援本部

- ① この計画が適用された場合、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市の市長は、速やかに現地支援本部を設置する。
- ② 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、現地支援本部設置担当都市の市長が務める。
- ③ 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、現地支援本部設置担当都市及び各支援隊派遣都市の職員により構成する。
- ④ 現地支援本部長は、現地支援本部の場所を指定した場合は、速やかに中央連絡本部長に通知し、中央連絡本部長は、各指定都市の市長に通知するとともに、現地支援本

部の設置について全国知事会、全国市長会等に通知するものとする。

- ⑤ 現地支援本部長は、被災の範囲、規模等から別表に定める現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市のみでは支援を行うことが困難であると判断した場合（別表の「広範な都道府県に被害が及ぶ場合」を適用するときを除く。）は、支援隊派遣都市の追加について中央連絡本部長と協議することができる。
- ⑥ 中央連絡本部長は、協議の結果、支援隊派遣都市の追加が必要と判断したときは、指定都市の市長と協議の上、支援隊派遣都市としての支援要請を行うものとする。
- ⑦ 支援隊派遣都市の追加要請の考え方は、会長が別に定める。
- ⑧ 現地支援本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 被災地における情報収集及び支援需要等の把握
 - イ 中央連絡本部との連絡調整
 - ウ 被災地に派遣された各指定都市の支援隊及び当該指定都市との連絡調整並びに被災地を支援する他の市区町村との情報交換
 - エ 被災市区町村の災害対策本部、被災都道府県の災害対策本部、当該都道府県の対口支援を行っている都道府県の現地本部（以下「対口支援県現地本部」という。）等との連絡調整

5 支援の実施決定

- ① 被災市区町村への支援は、各指定都市からの対口支援を原則として実施する。
- ② 支援隊派遣都市の市長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について現地支援本部長に報告するものとする。
- ③ 現地支援本部長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について中央連絡本部長に報告するものとする。
- ④ 現地支援本部長は、収集した被災地における支援需要等を中央連絡本部長に報告するものとする。
- ⑤ 現地支援本部長は、被災地における支援需要等をもとに、中央連絡本部長及び支援隊派遣都市の市長と協議の上、自市又は支援隊派遣都市の支援先候補の被災市区町村を決定し、支援隊派遣都市の市長に通知するものとする。なお、支援先候補の被災市区町村の決定に当たっては、必要に応じて、当該被災市区町村の属する都道府県に連

絡を行うものとする。

- ⑥ 自市の支援先候補の被災市区町村を決定した現地支援本部長及び支援先候補の被災市区町村の通知を受けた支援隊派遣都市の市長は、支援先候補の被災市区町村の長と調整の上、支援の実施や支援の内容（以下「支援実施等」という。）を判断するものとする。
- ⑦ 現地支援本部長及び支援隊派遣都市の市長は、支援実施等に関して決定したときは、現地支援本部長にあつては対口支援を行う被災市区町村に、支援隊派遣都市の市長にあつては現地支援本部長及び対口支援を行う被災市区町村にその結果を速やかに報告する。
- ⑧ 現地支援本部長は、自市の支援実施等を決定したとき又は支援隊派遣都市の市長から支援実施等の決定の報告を受けたときは、中央連絡本部長にその旨を報告するとともに、被災都道府県及び対口支援県現地本部に報告するものとする。
- ⑨ 中央連絡本部長は、現地支援本部長から支援実施等の決定の報告を受けたときは、全国知事会、全国市長会等に報告するものとする。

6 支援の実施及び復旧・復興期への移行

- ① 現地支援本部長は、各指定都市からの対口支援の実施に関して、支援先となる被災市区町村の属する都道府県、対口支援県現地本部等と緊密に連絡調整を行い、円滑な支援の実施に努めるものとする。
- ② 中央連絡本部長と現地支援本部長は、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を経過し、被災市区町村の体制の回復や支援需要の変化等により支援の再編等復旧・復興期への移行が必要と判断される場合は、復旧・復興期への移行を検討するものとする。
- ③ 中央連絡本部長及び現地支援本部長は、前項の検討に当たっては、各指定都市の市長、支援先市区町村、支援先市区町村の属する都道府県、対口支援県現地本部、全国知事会、全国市長会等（以下「関係機関」という。）と支援の再編等について協議を行い、中央連絡本部長が、新たな支援グループの形成等の方針（復旧・復興期への移行）を決定し、関係機関等に通知するものとする。
- ④ 復旧・復興期以降においては、関係機関等と協議し、他の市区町村等との連携を十分に図り、支援グループの形成等により円滑な支援の実施に努めるものとする。

7 現地支援本部及び中央連絡本部の解散

- ① 復旧・復興の状況に応じ、中央連絡本部長は、現地支援本部長の申出に基づき、当該現地支援本部の解散を決定し、各指定都市の市長、全国知事会、全国市長会等に通知する。なお、当該決定後に各指定都市が独自の支援を継続することを妨げない。
- ② 中央連絡本部は、全ての現地支援本部が解散したときに解散する。

8 各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応

- ① 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- ② 会長の権限を委任された副会長は、中央連絡本部の本部長を務める。
- ③ 会長は、事務局が被災し、中央連絡本部の設置ができない場合は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。
- ④ 別表に定める現地支援本部設置担当都市が被災し、現地支援本部の設置ができない場合は、会長は別表の備考に定める順位に従い現地支援本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援本部の設置を依頼するものとする。
- ⑤ 上記のほか、災害の状況により別表の割り振りにより難しい場合は、会長又は中央連絡本部長が別途割り振りを定めるものとする。

9 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② この計画は、「21大都市災害時相互応援に関する協定」や、各指定都市の定める個別の災害時の応援協定による各指定都市の支援の実施を妨げない。

10 経費負担

- ① 各指定都市が被災市区町村に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによ

るほか、支援先市区町村の負担を原則として、各指定都市と支援先市区町村との協議により定めるものとする。

- ② 中央連絡本部及び現地支援本部の運営に係る経費は、原則として、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る経費については各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要がある機材等に係る経費で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる経費を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

11 公務災害補償

- ① この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく派遣職員については、支援先市区町村と別に定めることを妨げない。
- ② この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した指定都市が賠償する。ただし、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく派遣職員については、支援先市区町村と別に定めることを妨げない。

12 平時からの連携強化

- ① 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。
- ③ 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から全国知事会、全国市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

13 研修、訓練等の実施

指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要

に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入りに資する取組の促進に努めるものとする。

14 委任

この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定める。

別表 現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市

【基本パターン】

災害発生 都道府県 (地域ブロック)	支援グループ	現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市
北海道 青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、 新潟	Aグループ	①仙台、②札幌、③さいたま、④千葉、⑤新潟
茨城、栃木、群馬、 埼玉、長野 千葉、東京、神奈 川、山梨、静岡	Bグループ	①相模原、②横浜、③静岡、④川崎、⑤浜松
岐阜、愛知、三重 富山、石川、福井、 滋賀、京都、奈良 大阪、兵庫、和歌 山	Cグループ	①神戸、②京都、③大阪、④名古屋、⑤堺
鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知 福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄	Dグループ	①岡山、②北九州、③広島、④福岡、⑤熊本

※現地支援本部は、災害発生時に現地支援本部設置担当都市である都市が設置する。

※現地支援本部設置担当都市は、平成 26 年度は①の都市とし、①から⑤までの順で年度ごとの輪番とする。

※当該年度の現地支援本部設置担当都市が被災等により現地支援本部設置担当都市を担うことができないときは、次順位の都市が現地支援本部設置担当都市を担う。

※現地支援本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。

※支援グループの割り振りが異なる複数の地域ブロックが被災したときは、支援隊派遣都市は、各都市個別の災害時応援協定等の事情に応じて、所属する支援グループ以外の支援グループの支援隊派遣都市として活動することができる。

また、同様に各都市は、所属する支援グループの割り振りでない地域ブロックが被災したときであっても、任意に支援隊を派遣するほか当該支援を担当するグループの支援担当都市として活動するなど、支援隊派遣都市の構成については、柔軟な対応を行うことができるものとする。

【広範な都道府県に被害が及ぶ場合】

災害発生 都道府県 (地域ブロック)	現地支援本部 設置担当都市	現地支援本部設置 担当都市代行グル ープの指名順	支援隊派遣都市
北海道	【Aグループ】 ①仙台、②札幌、 ③さいたま、④千葉、 ⑤新潟	①Bグループ ②Cグループ ③Dグループ	被災しなかった全都 市 ※複数の地域ブロッ クが被災地となっ た場合には、グル ープ割を参考に支 援隊派遣都市の割 り当てを行う。
青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、 新潟			
茨城、栃木、群馬、 埼玉、長野	【Bグループ】 ①相模原、②横浜、 ③静岡、④川崎、 ⑤浜松、	①Aグループ ②Cグループ ③Dグループ	
千葉、東京、神奈 川、山梨、静岡			
岐阜、愛知、三重	【Cグループ】 ①神戸、②京都、 ③大阪、④名古屋、 ⑤堺	①Dグループ ②Bグループ ③Aグループ	
富山、石川、福井、 滋賀、京都、奈良			
大阪、兵庫、和歌 山			
鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	【Dグループ】 ①岡山、②北九州、 ③広島、④福岡、 ⑤熊本	①Cグループ ②Bグループ ③Aグループ	
福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄			

※災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用する都道府県が 8 以上の範囲にわたる災害の場合に適用する。

※現地支援本部は、災害発生時に現地支援本部設置担当都市である都市が設置する。

※現地支援本部設置担当都市は、平成 26 年度は①の都市とし、①から⑤までの順で年度ごとの輪番とする。

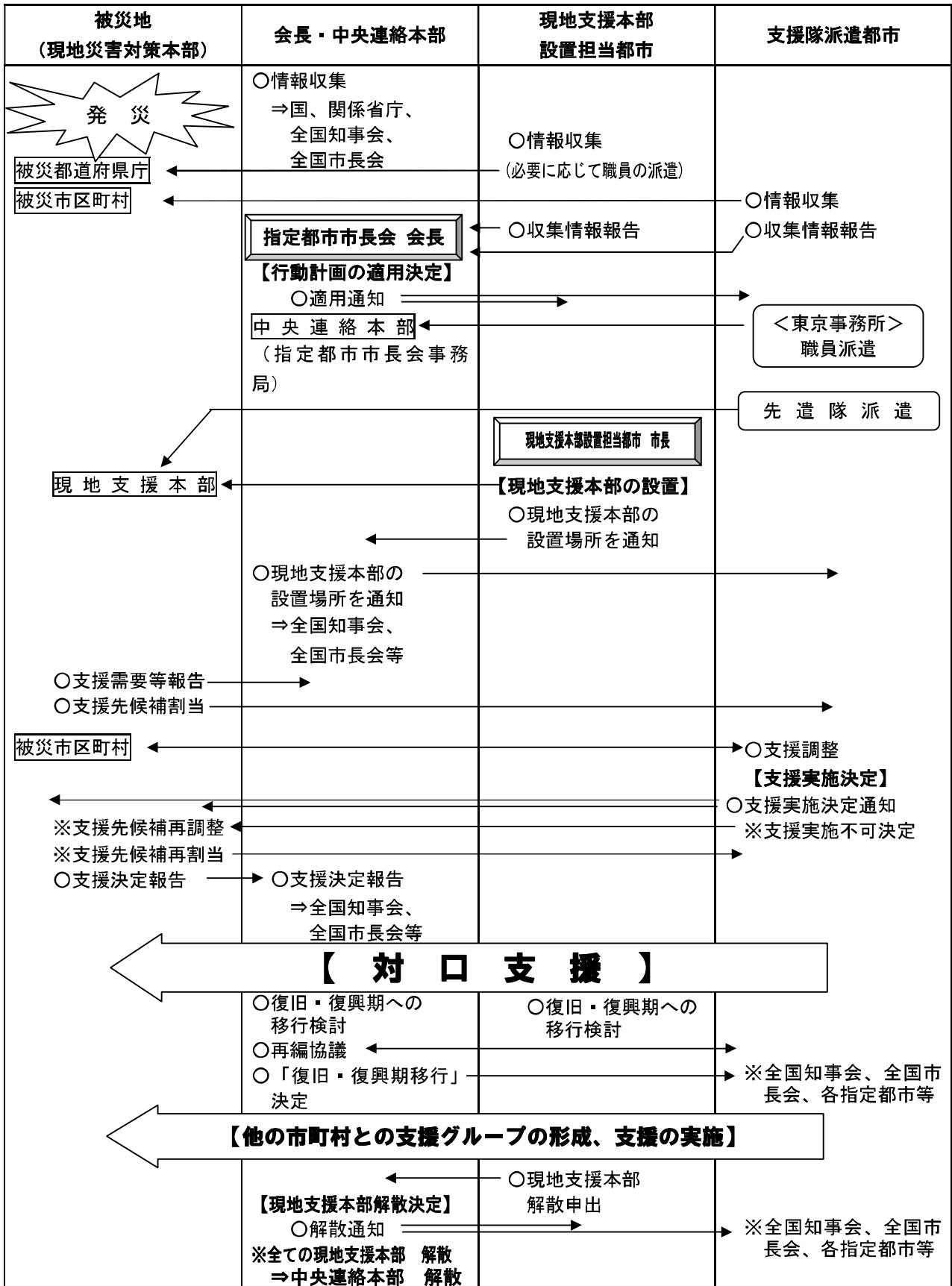
※当該年度の現地支援本部設置担当都市が被災等により現地支援本部設置担当都市を担うことができないときは、次順位の都市が現地支援本部設置担当都市を担う。

※グループ内の全都市が現地支援本部設置担当都市を担うことができないときは、現地支援本部設置担当都市代行グループの指名順により、次順位のグループの都市が現地支援本部設置担当都市を担う。ただし、複数の地域ブロックが被災地となった場合、現地支援本部設置担当都市を出したグループは、代行グループの指名順から外す。

(附 則)

この計画は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】行動計画に基づく支援実施オペレーション



5 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。

（1）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が

締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

- (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年 4月 1日

5-(2) 21 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
- (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
- (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
- (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
- (6) 被災都市から要請のあった事項
(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

- 2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。
(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 8 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「1 9 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

様式 1

平成 年 月 日作成

応援要請書（災害対策本部事務局要請用）

※ 本様式は、危機管理室が災害時協定の窓口となっている応援要請（行政機関への応援要請）場合や県を通じた応援要請、個別協定に基づかない応援要請を必要とする場合に使用する。

※ 各課は可能な限り具体的な内容を記入し、集合場所の分かる地図等を添付して、各局区等庶務班へ送付し、庶務班は応援要請の必要性を取りまとめたうえで、災害対策本部事務局受援担当に要請する。

各 課	各局区等庶務班	本部事務局 (受援担当)
所属名： 担当者名： 電 話： FAX：	→	所属名： 担当者名： 電 話： FAX：
	→	<input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 処理終了 (平成 年 月 日)

業務名	※受援対象業務の場合 業務番号「 - 号」		
災害状況及び 要請理由			
期間（想定）	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
派遣区域・ 活動内容			
要請先・人数	要請先	人数	必要な資格・職種
	他の自治体		
	民間企業		
	一般ボランティア		
	その他団体		
	団体種別問わず		
持参を依頼した い資機材等			
参集場所			

その他参考事項	
様式 2	平成 年 月 日作成

応援要請報告書（災害対策本部事務局報告用）

※ 本様式は、各課から、災害対策本部本部受援担当を通さず直接応援要請を行った場合に使用する。

※ 各課は、応援要請後、応援団体ごとに報告書を作成し、速やかに各局区等庶務班を経由して本部事務局に報告する。



要請日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
要請先	団体名		
	連絡先	電話：	
業務名	※受援対象業務の場合 業務番号「 - 号」		
派遣区域及び活動内容			
人数	人		
期間（想定）	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
活動場所	活動拠点： 現 場：		
要請根拠	(法律・協定・その他)		
備 考			

応援職員等名簿

※ 本様式は、各課が、応援職員等の受付をする場合に使用する。
 ※ 作成した名簿は、業務ごとに応援職員等の受入れの都度作成し、直接応援要請を行った場合は課内で保存し、災害対策本部事務局受援担当が要請した応援団体の場合は災害対策本部事務局受援担当の指示に基づき、各局区等庶務班を経由して提出する。

各 課		災害対策本部事務局 (受援担当)
所属名： 局 課	各局区等庶務班	<input type="checkbox"/> 未処理
担当者名：		<input type="checkbox"/> 対応中
電 話：		<input type="checkbox"/> 処理終了
FAX：		(平成 年 月 日)

業 務 名	※受援対象業務の場合 業務番号「 ー 号」
-------	-----------------------

No	団体名	氏 名	活動場所	期 間	宿泊場所
1				自： 至：	
2				自： 至：	
3				自： 至：	
4				自： 至：	
5				自： 至：	
6				自： 至：	
7				自： 至：	
8				自： 至：	

様式 4

第 報
平成 年 月 日作成

受援状況報告書（災害対策本部事務局報告用）

※ 本様式は、外部からの応援を受け入れた後、受援の状況を報告する場合に使用する。
 ※ 各課は、応援を受け入れた段階で、業務毎に報告書を作成し、各局区等庶務班を経由して災害対策本部事務局受援担当に報告する。その後は、災害対策本部事務局受援担当の指示により、業務毎に作成し報告をするほか、受援終了の場合にも作成し報告する。



業務名	※受援対象業務の場合 業務番号「 - 号」
要請内容	
団体名	(1) (2)
人 数	(1) 人、(2) 人 合計 人
期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
活動場所	活動拠点： 現 場：
終了日	平成 年 月 日
費用支払日 ・支払金額	(1) 平成 年 月 日 円 (2) 平成 年 月 日 円
備 考	

事務引継書

- ※ 受援業務について、応援職員等の変更がある場合に使用する。
 ※ 業務ごとに前任者が作成し、各課の受援担当者が確認をしたうえで保存する。
 ※ 本様式は、別様式をもって代えることができる。

業務名	※受援対象業務の場合 業務番号「 ー 号」	
業務内容		
団体名・氏名	前任者	後任者
	団体名： 氏 名：	団体名： 氏 名：
引継事項		
現状と課題		
今後の方針・予定		
関連する書籍・帳票類		
その他必要な事項		

※受援担当者記載欄

所属名・ 受援担当者氏名	
確 認 日	平成 年 月 日
備 考	

応援要請書（災害対策本部事務局要請用）

※ 本様式は、災害対策本部受援担当へ必要な物資の調達を要請する場合に使用する。

各 課	災害対策本部物資班
所属名： 担当者名： 電 話： FAX：	<input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 処理終了 （平成 年 月 日）



物資の品目	物資の数量 (個数)	物資の数量 (単位)	輸送先	必要な時期 (年月日)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

救援物資調達報告書（災害対策本部事務局報告用）

※ 本様式は、災害対策本部物資班へ必要物資を調達した結果について報告する場合に使用する。

各 課（実施者）	
所属名：	
担当者名：	
電 話：	
FAX：	



災害対策本部物資班	
<input type="checkbox"/> 未処理	
<input type="checkbox"/> 対応中	
<input type="checkbox"/> 処理終了	
（平成 年 月 日）	

	調達先	年月日	物資の品目	物資の数量 （個数）	物資の数量 （単位）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

川崎市域緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図

